

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第118号

京都市人権文化推進会議規則の一部を改正する規則

京都市人権文化推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「長」の右に「及び市長が指名する担当局長」を加え、
同条第3号中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)